

京都市告示第508号

市会の議決を経て、指定管理者を次のように指定しました。

平成31年1月10日

京都市長 門川大作

公の施設の名称	指定管理者	指定期間
京都会館	京都市左京区下鴨半木町1番地の26 公益財団法人京都市音楽芸術文化振興 財団	平成31年4月1 日から平成39年 3月31日まで
京都市北文化会館	同 上	平成31年4月1 日から平成35年 3月31日まで
京都市東部文化会館	同 上	同 上
京都市右京ふれあい 文化会館	同 上	同 上
京都市西文化会館ウ エスティ	同 上	同 上
京都市呉竹文化セン ター	同 上	同 上
京都市円山公園音楽 堂	京都市左京区高野東開町1番地の23 東大路高野第3住宅19棟204号 株式会社アクティブケイ	同 上
京都コンサートホー ル	京都市左京区下鴨半木町1番地の26 公益財団法人京都市音楽芸術文化振興 財団	同 上

公の施設の名称	指定管理者	指定期間
京都芸術センター	京都市中京区室町通蛸薬師下る山伏山 町546番地の2 公益財団法人京都市芸術文化協会	同 上

(文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課)